

令和2年度保険料率について

1. 平均保険料率

- 当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。
- 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後できるだけ安定的な運用をする必要があると感じる。
- 支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。
- 支部の意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないかと。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。
- 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明をすることが大事である。
- 平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。
- 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組みなければ、適正化は困難であると思う。

令和2年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

- 激変緩和措置の解消について、特段の異論はなし。
- インセンティブ制度導入について、特段の異論はなし。

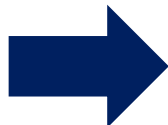
3. 保険料率の変更時期

- 令和2年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなし。

令和2年度保険料率に関する主な茨城支部評議会の意見

第2回茨城支部評議会の意見

- 当面は10%維持を継続すべき。
- 後期高齢者医療の負担を現役世代の保険料だけではなく国庫補助でまかなっていき、財政の健全化を目指すべき
- 保険料率を引き下げられる可能性も非常に少ないというシミュレーションが出ており、ほぼ結論は出ている。社会保障の観点からいうと、経済的に恵まれない人たちに大きな負担がかからないように今の制度が維持されていくような運営をしていく前提で今後の料率を決めていかなければならない。



中長期的に保険料率10%を維持する方向性に特段の異論がなかったため、茨城支部評議会としての意見提出はなし

令和2年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和元年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。



意見書の提出なし	13 支部 (9 支部)	※()は昨年の支部数
意見書の提出あり	34 支部 (38 支部)	
① 平均保険料率 10%を維持するべきという支部	21 支部 (18 支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	7 支部 (13 支部)	
③ 引き下げるべきという支部	2 支部 (6 支部)	
④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし)	4 支部 (1 支部)	

※ 激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期についても、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

1. これまでの議論の経緯

- 平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」旨の考えが示されている。
- 令和2年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ運営委員会で議論が進められた。
- 運営委員会における意見では、加入者や事業主の負担を少しでも軽減すべきとの意見があったが、全体としては10%維持の意見であった。運営委員会の主な意見は、令和元年12月20日の運営委員会に資料として提示（本資料P1～P2）
- また、支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが13支部。一方、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%維持の意見が21支部、引き下げるべきとの意見が2支部となっている。（本資料P3）

2. 協会としての対応

- (1) 平均保険料率について
令和2年度の平均保険料率については、10%を維持する。
- (2) 激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入
激変緩和措置については、現行の解消期限（令和元年度末）どおりに解消する。
インセンティブ制度については、令和2年度保険料率より反映させる。
- (3) 保険料率の変更時期について
令和2年4月納付分からとする。

- 令和2年度は、平成30年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 激変緩和措置終了、インセンティブ制度開始
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

協会けんぽの収支見込(医療分)
 ≪前年度の収支見込み(及び決算)との差について≫

(単位：億円)

		H30年度	R1年度		R2年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R1年12月) (b)	R1-H30 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R1年12月) (c)	R2-R1 (c-b)	
収入	保険料収入	91,429	96,149	4,720	99,389	3,240	H24-R1年度保険料率： 10.00% R2年度保険料率： 10.00% R2年度減額国庫： 333
	国庫補助等	11,850	12,110	261	12,669	559	
	その他	182	619	437	290	▲ 329	
	計	103,461	108,879	5,417	112,348	3,469	
支出	保険給付費	60,016	63,912	3,897	67,261	3,349	OR2年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率： 9.45%
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	▲ 22	15,307	62	
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	1,483	21,040	41	
	退職者給付拠出金	208	2	▲ 206	1	▲ 1	
	病床転換支援金	0	0	0	0	0	
	その他	2,505	3,644	1,139	3,295	▲ 349	
	計	97,513	103,802	6,290	106,903	3,101	
単年度収支差		5,948	5,076	▲ 872	5,445	368	
準備金残高		28,521	33,597	5,076	39,042	5,445	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じている。
(令和2年3月31日で解消)

全国一本の保険料率
(20年9月まで)

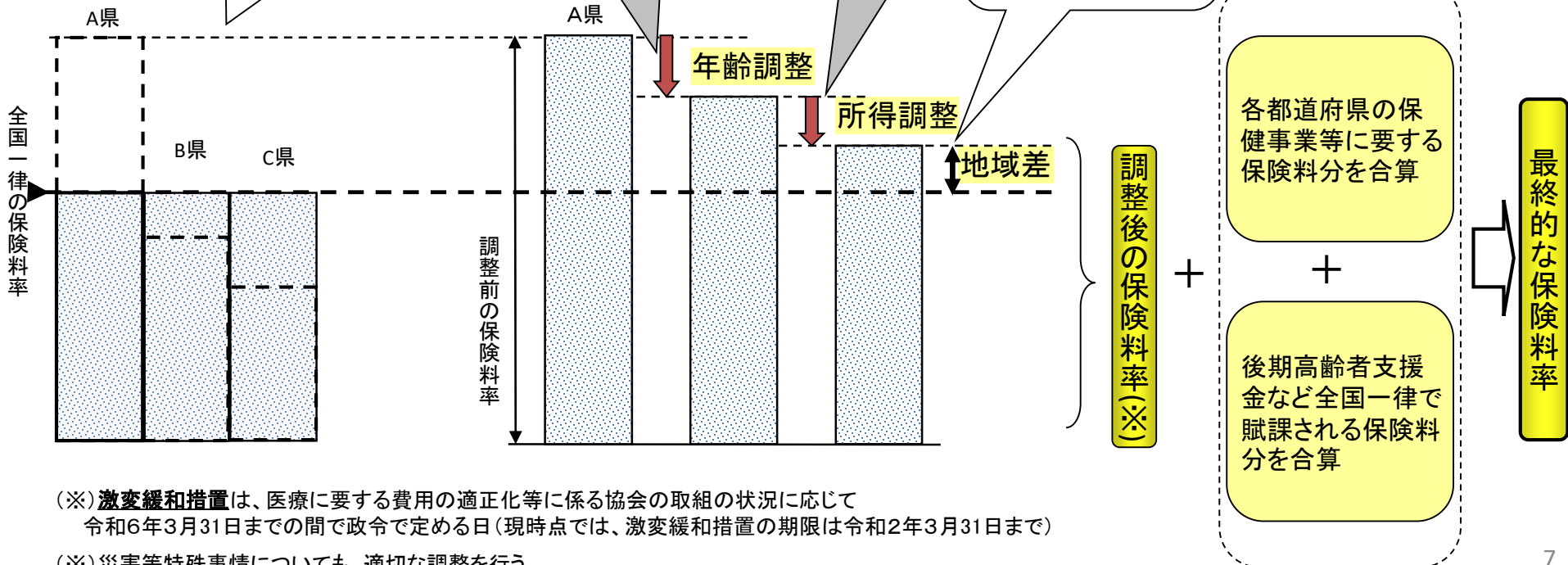
都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



(※) 激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて令和6年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は令和2年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

制度趣旨

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位23支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

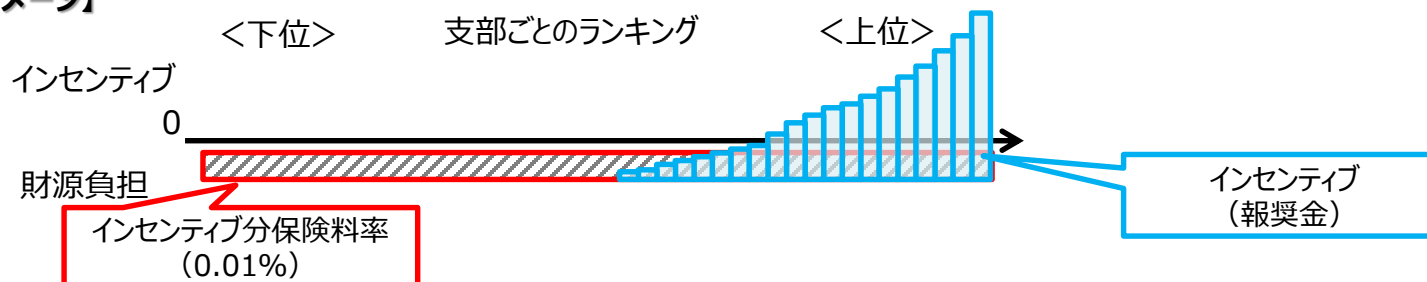
① 評価指標・② 評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点とし全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

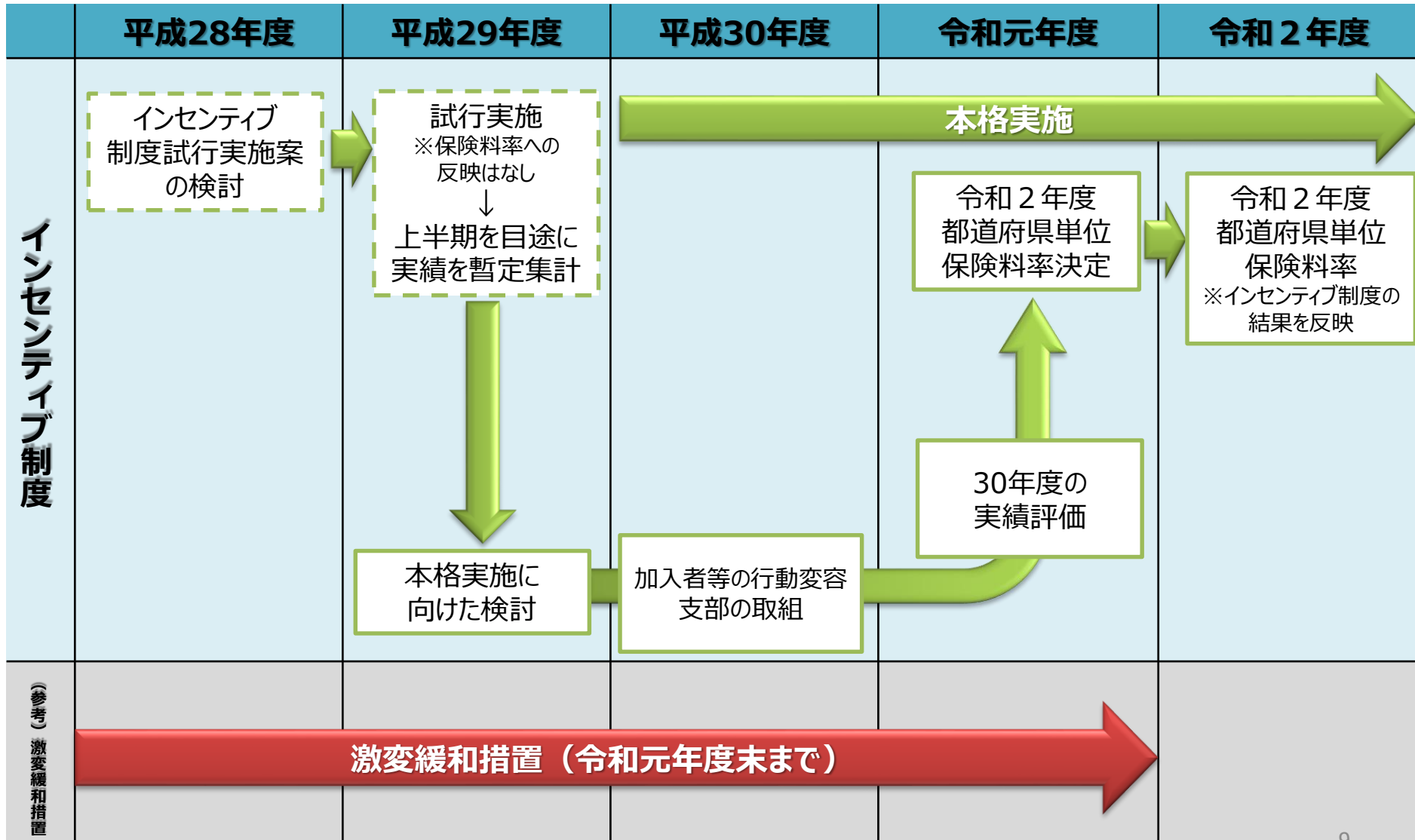
- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%（※）を盛り込む。
（※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入する。
平成30年度の実績（令和2年度保険料率）：0.004% ⇒ 令和元年度の実績（令和3年度保険料率）：0.007% ⇒ 令和2年度の実績（令和4年度保険料率）：0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位23支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

【制度のイメージ】



インセンティブ制度の導入スケジュールについて

インセンティブ制度では、平成29年度から試行実施を行う（試行実施の段階では保険料率への反映はしない）。平成30年度から本格実施し、その結果を令和2年度の都道府県単位保険料率に反映する。



令和2年度茨城支部の保険料率の見込みについて

◆令和2年度茨城支部 健康保険料率



○健康保険法第160条の1項の規定に基づき保険料率を算定（暫定版）

	全国	茨城
医療給付費についての調整後の所要保険料率 (a) (年齢調整・所得調整後)	5.27%	5.06%
所要保険料率 (a+4.73%) 4.73%は全国一律の保険料率 内訳は以下のとおり	10.00%	9.79%
傷病手当金等の現金給付費 0.45%		
前期高齢者納付金等 3.44%		
保健事業費等 0.87%		
保険料率 (精算反映後、インセンティブ反映前) (b) 茨城支部平成30年度精算分保険料率 ▲0.03%	10.00%	9.76%
保険料率 (精算・インセンティブ反映後) (c) インセンティブ分保険料率 +0.004%	10.00%	9.77%

令和2年度都道府県単位保険料率の令和元年度からの変化（暫定版）

令和2年度都道府県単位保険料率の
保険料率別支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
10.73	1
10.41	1
10.34	1
10.33	1
10.32	1
10.30	1
10.28	1
10.25	2
10.22	2
10.20	1
10.17	2
10.15	1
10.14	3
10.07	1
10.06	1
10.05	1
10.03	1
10.01	2
9.99	1
9.97	1
9.95	1
9.93	1
9.92	1
9.91	1
9.88	3
9.87	1
9.81	2
9.79	1
9.77	4
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.59	1
9.58	1

24

23

茨城

令和2年度都道府県単位保険料率の
令和元年度からの変化（暫定版）

令和元年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+210	1
+0.11	+154	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	1
+0.07	+ 98	2
+0.06	+ 84	1
+0.05	+ 70	1
+0.03	+ 42	2
+0.02	+ 28	6
+0.01	+ 14	3
0.00	0	2
▲0.01	▲ 14	3
▲0.02	▲ 28	5
▲0.03	▲ 42	3
▲0.04	▲ 56	3
▲0.05	▲ 70	2
▲0.06	▲ 84	1
▲0.07	▲ 98	2
▲0.08	▲112	1
▲0.09	▲126	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1
▲0.13	▲182	1

21

24

茨城

茨城支部における健康保険料率の遍歴

協会けんぽは、これまで全国一律であった保険料率を、地域の医療支出等に見合った保険料率とする「都道府県単位の保険料率」を設定することとされた。なお、急激な保険料の変化を緩和するため、令和元年度末を期限とする激変緩和措置がとられている。

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
茨城支部 保険料率 (%)	8.20	8.18 (△0.02)	9.30 (+1.12)	9.44 (+0.11)	9.93 (+0.49)			9.92 (△0.01)		9.89 (△0.03)	9.90 (+0.01)	9.84 (△0.06)	9.77 (△0.07)

全国	平均保険料率 (%)	8.20	8.20	9.34 (+1.14)	9.50 (+0.16)	10.0 (+0.5)	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	激変緩和措置	-	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10	10/10	
	変更時期 (納付月)	-	H21.10	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.5	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	
	国庫補助	13.0%			16.4% (財政特例措置)				16.4% (恒久措置)						
	単年度収支差 (億円)	▲2,290	▲4,893	2,540	2,589	3,104	1,866	3,726	2,453	4,987	4,486	5,948	-		
	準備金残高 (億円)	1,539	▲3,179	▲638	1,951	5,055	6,921	10,647	13,100	18,086	22,573	28,521	-		

介護保険の令和2年度保険料率について

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57% R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% 納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	国庫補助等	879	515	-	
	その他	-	-	-	
	計	9,543	10,606	10,905	
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	
	その他	18	-	-	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の令和2年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分（467億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう令和元年度の1.73%よりも0.06%ポイント上昇し、**1.79%（4月納付分から変更）**となります。

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.73%から令和2年4月以降に1.79%へ引き上げた場合の令和2年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

【年額】2,597円（74,874円 ⇒ 77,471円）の負担増

【月額】192円（5,536円 ⇒ 5,728円）の負担増

（注1）標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.525月とした場合の負担を算出したものである。

（注2）「年額」は令和元年度（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

＜健康保険・介護保険＞ 令和2年度の茨城支部被保険者への影響について

下記の保険料への影響額（毎月）については、被保険者の標準報酬月額平均である30万円で試算している。

○ 40歳以上65歳未満の被保険者（健康保険料+介護保険料）

	令和元年度	令和2年度	対今年度	保険料への影響額（毎月）
健康保険	9.84%	9.77%	▲0.07%	▲105円（労使折半額）
介護保険	1.73%	1.79%	+0.06%	+90円（労使折半額）
合計	11.57%	11.56%	▲0.01%	▲15円（労使折半額）

○ 40歳未満65歳以上の被保険者（健康保険料）

	令和元年度	令和2年度	対今年度	保険料への影響額（毎月）
健康保険	9.84%	9.77%	▲0.07%	▲105円（労使折半額）
介護保険	40歳未満	介護保険料なし		
	65歳以上	居住する自治体（市町村）ごとに算定する		

令和2年度保険料率改定にかかる広報スケジュール（茨城支部）

令和2年	2月	3月	4月
ホームページ メールマガジン	ホームページに料率改定についての概要・料額表の掲載 メールマガジンで料率改定についての記事配信		
経済4団体	ポスターの配布・掲示	広報紙等への広告掲載	
社労士会 各社労士	ポスターの配布・掲示(社労士会)	社労士会会報送付時にリーフレット折り込み	
事業主 加入者	納入告知書にチラシ(料額表)同封	全事業所にリーフレット送付	納入告知書に料率広報チラシ同封
任意継続加入者	お知らせ送付	納付書にチラシ同封	新聞広告掲載
市町村	市町村広報誌への掲載依頼	広報紙等への記事掲載	
県・年金事務所 三師会・労働局等	ポスターの配布・掲示		

料率認可(2月上旬の見込み)

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

	1月	2月	3月
運営委員会	1/29	(2/21) 予備日	3/19
	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ 事業計画(R2年度) </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> ➤ 予算(R2年度) </div>		
	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 都道府県単位 保険料率 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県単位保険料率の決定 ・ 支部長意見 	（保 険 料 率 の 広 報 等 ）	
	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ 都道府県単位 保険料率 </div>		
支部評議会	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 1/17 </div> 支部長意見の申出	3/13 予定	
	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ 都道府県単位 保険料率 </div>		
	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ➤ 支部の事業計画(R2年度) </div>		
	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> ➤ 支部の予算 (R2年度保険者機能強化予算) </div>		
国・その他	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 保険料率の 認可等 </div>		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事業計画、 予算の認可等 </div>	